

協 定 項 目	農業委員の定数及び任期の取扱い
調 整 の 内 容	1. 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き在任する。 2. 農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定に基づき30人とする。

協 定 項 目	農業委員の定数及び任期の取扱い	関係項目				
調 査 内 容	3町の現況					
	白石町	福 富 町	有 明 町			
	農業委員会の委員の 及び任期	農業委員会の委員の 及び任期	農業委員会の委員の 及び任期			
	(1) 定 数            22 人 選挙委員        16 人 選任委員        6 人 ・議会推薦       4 人 ・農協推薦       1 人 ・農業共済推薦 1 人  (2) 任 期 平成13年 4月 1日から 平成16年 3月31日まで	(1) 定 数            17 人 選挙委員        10 人 選任委員        7 人 ・議会推薦       5 人 ・農協推薦       1 人 ・農業共済推薦 1 人  (2) 任 期 平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	(1) 定 数            21 人 選挙委員        14 人 選任委員        7 人 ・議会推薦       5 人 ・農協推薦       1 人 ・農業共済推薦 1 人  (2) 任 期 平成13年 4月30日から 平成16年 4月29日まで			
	平成14年4月1日現在					
町 名	区 分		定数			
	農 地 面 積 ( 全 域 h a )	農 家 数 ( 1 0 a 以上耕作 )	生 産 法 人 数 ( 1 0 a 以上耕作 )			
白 石 町	2,908	1,614	1			
福 富 町	1,400	746				
有 明 町	1,882	1,118				
計	6,190	3,478	1			
農業委員会等に関する法律施行令 第2条の2 [選挙による委員の定数の基準] 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。						
1	(1) その区域内の1,300ha以下の農業委員会 (2) 10a以上の農地につき耕作の業務を営む個人その区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会		20人以下			
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会		30人以下			
3	その区域内の農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農家数が6,000を超える農業委員会		40人以下			
新町の農業委員会の委員の定数及び任期について						
区 分	選 挙 委 員			選 任 委 員	備 考 (要件等)	備 考 (根拠法令)
	選出方法等	定 数	任 期			
新町に1つの農業委員会を置く場合	原 則	新たに選挙	条例で定める数	3年	新たに選任	農委法第3条第1項 公選法第33条第3項
	在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項 第1号及び第2項
選挙委員の定数を21人以上とした場合は「農地部会」必置となります。						